

## 中国税務速報

2023年10月19日

### 1. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 43 号】先進製造業企業増値税追加控除政策に関する公告

- 一. 2023年1月1日から2027年12月31日まで、先進製造業企業が当期控除可能な仕入税額に5%を追加して、増値税額を控除することを許可します。

先進製造業企業とは、ハイテク企業（その子会社を含む）の製造業一般納税者を指します。ハイテク企業とは、「科学技術部 財政部 国家税務総局<ハイテク企業認定管理弁法>の改正・印発に関する通知」（国科発火〔2016〕32号）の規定に基づき認定されたハイテク企業を指します。先進製造業企業の具体的なリストは、各省・自治区・直轄市・計画単列市の工業・情報化部門が同級（省なら省、自治区なら自治区）の科学技術・財政・税務部門と共同で決定します。

- 二. 先進製造業企業は、当期控除可能な仕入税額の5%を当期追加控除額として計上できますが、現行規定に基づき、売上税額から控除できない仕入税額については、追加控除額を計上することはできません。すでに追加控除額を計上した仕入税額については、規定に基づき、仕入税額への振替時に、相応する追加控除額を減額しなければなりません。
- 三. 先進製造業企業は、現行の規定に基づいて、通常の課税方法における納税額（以下、「控除前の納税額」という）を計算した後、以下の状況により区分して追加控除できます。
  - a. 控除前の納税額がゼロの場合には、当期の追加控除額はすべて次期に繰越控除できます。
  - b. 控除前の納税額がゼロ以上、かつ当期の追加控除可能額を超える場合には、当期の追加控除額の全額を控除前の納税額から控除できます。
  - c. 控除前の納税額がゼロ以上、かつ当期の追加控除可能額以下の場合には、当期の追加控除可能額で納税額がゼロになるまで控除し、控除しきれない分は、次期に繰越控除できます。
- 四. 先進製造業企業は、計上可能だが計上していない追加控除額は、適用される追加控除政策が確定した当期に一括して計上することができます。
- 五. 先進製造業企業が貨物・労務を輸出し、越境課税行為が発生する場合は、追加控除政策が適用されず、対応する仕入税額につき追加控除額を計上できません。先進製造業企業が輸出貨物労務を兼営し越境課税行為が発生し、かつ追加控除額を計上できない仕入税額を区分できない場合、以下の公式に基づき計算します。  
$$\text{追加控除額を計上できない仕入税額} = \text{当期の全仕入税額} \times \text{当期の輸出貨物労務及び越境課税行為による売上高} \div \text{当期の全売上高}$$
- 六. 先進製造業企業は、追加控除額の計上・控除・調整・残高等の変動状況を自ら計算しなければなりません。追加控除政策を不正に適用する又は追加控除額を過大に申告した場合には、「中華人民共和国税収徴収管理法」などの関連規定に基づき処分されます。
- 七. 先進製造業企業が同時に複数の増値税追加控除政策の要件を満たす場合、選択適用はできるが、同一期間に重複適用はできません。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5212095/content.html>

### 2. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 54 号】少額融資会社の税制優遇政策の継続実施に関する公告

- 一. 省級地方金融監督管理部門の認可を経て設立された少額融資会社が、農家に少額融資したことにより受け取る利息収入に対して、増値税を免除します。

- 二. 省級地方金融監督管理部門の認可を経て設立された少額融資会社が、農家に少額融資したことにより受け取る利息収入は、課税所得額を計算する際に、収入金額を（100%ではなく）90%で計上することとします。
- 三. 省級地方金融監督管理部門の認可を経て設立された少額融資会社に対しては、年末貸付残高の1%の貸付損失引当金の損金算入が認められます。具体的な政策は、「財政部 税務総局の一部 税収優遇政策の執行期限延長に関する公告」（財政部 税務総局公告 2021年第6号）添付資料2の「6.「財政部 税務総局の金融企業貸付損失引当金企業所得税税引き前控除に関する政策に関する公告」（財政部 税務総局公告 2019年第86号）」に基づき執行します。
- 四. 本公告でいう農家とは、郷鎮（城関鎮を除く）の行政管理区域内に長期（1年以上）居住する居住者を指し、また城関鎮が管轄する行政村の範囲内の居住者、または戸籍が地元ではないが1年以上現地に居住する居住者、国有農場の従業員及び農村の個人事業者を含みます。また郷鎮（城関鎮を除く）の行政管理区域内及び城関鎮が管轄する行政村の範囲内の公共機関、団体、学校、企業・事業単位の集団戸も含みます。ただし地元の戸籍があるが、一家で1年以上外出して生計を立てている居住者は、下請け耕作地を保持しているかどうかにかかわらず農家には該当しません。農家は世帯を統計単位とし、農業生産経営に従事することも、非農業生産経営に従事することもできます。農家貸付の判定は、貸付時の貸付主体が農家に該当するか否かに基づいて行われます。  
  
本公告でいう小額融資とは、1回の融資金額および当該農家の貸付残高総額が10万元以下の融資を指します。
- 五. 本公告は2027年12月31日まで適用されます。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5214449/content.html>